

「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」の公募について（公告）

令和2年2月27日

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会長

第1 企画競争の概要

- 1 委託業務名 香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務
- 2 業務内容  
別添「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 委託期間 契約締結の日から令和3年2月26日（金）まで
- 4 企画競争の実施方法 【公募型プロポーザル方式】  
香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会（以下「運営協議会」という。）が設置する「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」企画競争審査会において、提出された企画書等による書面審査及びプレゼンテーションを実施し、契約候補者を選定する。
- 5 委託金額 1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）未満の金額
- 6 参加申込み
  - (1) 連絡方法  
「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」に係る企画競争参加申込書（様式1）を持参又は郵送で下記9「連絡・提出先」まで提出する。なお、提出後に辞退する場合には、「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」に係る企画競争辞退届（様式2）を提出すること。
  - (2) 提出期限  
持参・郵送いずれも、令和2年3月6日（金）17時15分まで（必着）  
※期限内に参加申込みをしない者は、企画競争に参加できない。
  - (3) 業務に関する質問  
本企画競争に関する質問は、「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」に係る企画競争質問書（様式3）により、令和2年3月6日（金）17時15分までに下記10「連絡・提出先」へ持参又はファックスで問い合わせること。  
なお、各提出者からあった質問事項のうち、重要と判断した事項については、令和2年3月9日（月）までに、参加申込者全員に回答をメール又はファックスで送付する。
- 7 企画書等提出物の提出期限 令和2年3月13日（金）17時15分まで（必着）  
※持参・郵送いずれも、上記を期限とする。  
※提出物の内容は、下記8のとおり
- 8 提出物
  - (1) 「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」企画書（様式4） 6部  
（社名入り1部、社名なし5部）  
※別添「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」企画書作成要領に基づき作成すること。
  - (2) 「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」見積書（様式5） 6部  
（社名入り1部、社名なし5部）  
※見積金額の内訳を記載した積算内訳書（様式任意）を添付すること。  
※社名入りには、代表者の職氏名を記載の上、押印すること。
  - (3) 類似業務の実績がわかる書類（様式任意） 1部  
※過去5年以内の当該業務と同様の業務実績があれば記載すること。

- (4) 決算状況を明らかにする書類（直近2事業年度分） 1部
  - (5) 登記事項証明書 1部
- ※企画書提出期日前3か月以内の日付のものに限る。（写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。）

## 9 プレゼンテーション

### (1) 実施方法

- ア 説明時間は30分以内とする。
- イ 終了後、審査委員からの質疑に応答すること。
- ウ 各参加者の順番は、上記6の(1)参加申込みの受付順とする。
- エ 非公開とする。
- オ その他、詳細は別途参加者に通知する。

### (2) 注意事項

- ア 説明は期限までに提出した企画書により行うものとし、プレゼンテーションソフトを用いて実施する場合は、スライドを印刷した資料を当日までに6部提出すること。
- イ パソコンを使用する場合は参加者が用意すること。プロジェクターは運営協議会が用意する。
- ウ 審査に当たっては、プレゼンテーションの前日までに個別に提案内容の確認を行うことがある。
- エ 審査会への出席者は、事前に報告すること。
- オ 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。

## 10 連絡・提出先

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会事務局（担当：石丸）  
〒105-0004 東京都港区新橋2-19-10 新橋マリンビル2階  
電話：03-3574-2028  
FAX：03-3574-2029  
E-mail：ehime@setouchi-shunsaikan.com

## 11 その他

- (1) 審査結果は、全ての参加者に文書で通知する。
- (2) 参加に当たって必要な書類は参加者の負担とし、提出があった書類は返却しない。また、提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。なお、運営協議会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 企画競争に参加した企業名等は、公表する場合がある。
- (4) 企画競争の参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (5) 採用された企画提案、デザインなどの著作権は全て運営協議会に帰属するものとする。

## 第2 企画競争の条件等

### 1 参加資格

委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者で、次の各号の全てに該当するもの。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託業務の対象者とはしないものとする

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 国又は地方自治体から入札参加資格指名停止の措置を現に受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者。
- (4) 香川県税及び愛媛県税等に滞納のない者。
- (5) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者。

## 2 契約の締結

選定した契約候補者と運営協議会とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と運営協議会との協議により最終的に決定する。なお、選定した契約候補者と運営協議会との間で行う仕様の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、審査結果において、その総合評価が次に高い参加者と協議を行う。

## 3 委託料の支払

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。

## 4 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、運営協議会と協議の上、委託業務の一部を委託することができる。
- (2) 受託者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例第41号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 業務の実施に当たっては、企画書に基づいて、運営協議会と協議しながら進めること。契約期間中は運営協議会と密に連絡が取れる責任者を置き、仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度協議して決定すること。

## 5 審査基準

別添「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」公募型プロポーザル審査基準のとおり。

## 第3 様式等

- 1 「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」に係る企画競争参加申込書（様式1）
- 2 「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」に係る企画競争辞退届（様式2）
- 3 「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」に係る企画競争質問書（様式3）
- 4 「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」企画書（様式4）
- 5 「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」見積書（様式5）

## 第4 スケジュール

- 2月27日（木） 公告開始
- 3月 6日（金） 企画競争参加申込みの受付終了、質問の受付終了
- 3月 9日（月） 企画競争参加資格の確認結果の通知、質問に対する回答の通知、企画書等提出物の受付開始
- 3月13日（金） 企画書等提出物の受付終了
- 3月18日（水） プレゼンテーション（予定）
- 3月23日（月） 審査結果通知（予定）
- 3月下旬 契約締結（予定）

# 「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会（以下「委託者」という。）が発注を予定している「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

## 2 業務の名称

香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務

## 3 業務委託の目的

訪日外国人観光客が増加する中、2020年に東京オリンピック、パラリンピックが開催されることにより、首都圏を中心に更なる増加が期待される。

そこで、訪日・在日外国人向けに観光メディア等（以下「メディア」という。）から「香川・愛媛せとうち旬彩館」（以下「アンテナショップ」という。）の情報を発信することで、アンテナショップへ訪日・在日外国人を誘客するとともに、香川県及び愛媛県の認知度を上げることで、両県への外国人観光客の誘致につながるよう、係る業務を委託する。

## 4 業務期間

契約締結の日から令和3年2月26日（金）まで

## 5 業務内容

### (1) 情報発信

主に繁体字（台湾など）及び簡体字（中国など）の言語を用いる訪日・在日外国人のアンテナショップ来訪数を増加させるため、メディアに次の内容を盛り込む記事広告等を制作し、発信する。

ア アンテナショップの概要

イ アンテナショップで扱う商品及び料理

ウ 香川県及び愛媛県の概要

エ アからウの項目のほか、目的達成のために効果的な情報

なお、実店舗来客数等を図る仕組みや仕掛けなどを、本業務に関連する情報にあわせて発信したり実施したりすることは妨げない。

### (2) 報告

業務期間中は発信した情報のリーチ数等を定期的（毎月1回程度）に報告する。

## 6 成果品の提出（納期）

### (1) 情報発信

成果品を、令和2年5月29日（金）までに提出すること。

### (2) 報告

業務履行報告書(任意様式)を、令和3年2月26日（金）までに提出すること。

## 7 業務実施上の条件

- (1) 受託者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。
- (2) 受託者は、常に委託者と密接に連絡を取るとともに、必要に応じて委託者と業務打合せを行い、業務の進捗状況を報告し、今後の実施予定等について委託者の確認を得ること。
- (3) 業務委託契約書及びこれに添付する仕様書（以下「仕様書等」という。）に疑義が生じたとき又は仕様書等に定めのない事項については、受託者は速やかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (4) 仕様書等に記載のない事項で必要と思われる事項についても、積極的に提案すること。

## 8 著作権等

- (1) 受託者は、本契約により作成される成果物に係る一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができない。
- (3) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

## 9 機密保持

- (1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (2) 受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職したものも含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の順守を徹底させるものとする。

## 10 連絡先

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会事務局（担当：石丸）  
〒105-0004 東京都港区新橋 2-19-10 新橋マリンビル 2階  
電話：03-3574-2028  
FAX：03-3574-2029  
E-mail：ehime@setouchi-shunsaikan.com

# 「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」企画書作成要領

## 1 全般的な留意事項

- (1) 企画書は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画書に記載した内容は、見積り金額内で実施できるものとみなす。
- (2) プレゼンテーションの内容は、企画書の内容と齟齬がないよう注意すること。
- (3) 企画書は、1者1提案のみとする。

## 2 企画書

次の(1)から(4)一式をもって、企画書1部とする。

- (1) 表紙（指定様式第4号）
- (2) 提案書（任意様式）
- (3) 業務行程表（任意様式）
- (4) 業務実施体制調書（任意様式）

## 3 企画書作成に当たっての留意事項

- (1) 指定様式は、A4判用紙（片面印刷）を使用すること。
- (2) 任意様式は、原則としてA4版用紙（片面印刷）を使用し、A3判用紙（片面印刷）を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。なお、枚数に制限はない。
- (3) 任意様式にて目次を付け、ページ下部にページ番号を振ること。
- (4) 難解な表現等は控え、図解などを活用してわかりやすい記載とすること。また、専門用語は脚注により説明を付記すること。
- (5) 提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずに、ダブルクリップ等で留めること。

## 4 問合わせ窓口

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会事務局（担当：石丸）

〒105-0004 東京都港区新橋 2-19-10 新橋マリビル2階

電話：03-3574-2028

FAX：03-3574-2029

E-mail：ehime@setouchi-shunsaikan.com

# 「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」 公募型プロポーザル審査基準

## 1 本書の目的

本書は、「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」に係る公募型プロポーザルにおける業務予定者を選定するための審査基準及びその他必要な事項を定めるものである。

## 2 業務予定者の選定

見積額が委託金額の範囲内である提案者のうち、審査得点が最も高い者を業務予定者とする。

## 3 提出書類の確認

- (1) 香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会事務局において、提案者から提出のあった企画書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は補正を求める。
- (2) 補正を求めた企画書の提出期限は当初と同じものとし、提出期限までに提出がない場合は辞退したものとみなす。

## 4 審査の実施主体

別途設置する企画競争審査会が行う。

## 5 審査項目

選定に係る審査対象事項は、以下のとおりとする。

- (1) 業務等の理解度
- (2) 提案内容の実効性
- (3) 業務遂行の確実性
- (4) 経費の妥当性

## 6 審査方法

- (1) 企画競争審査会は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、企画書を採点する。
- (2) 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に業務予定者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。
- (3) 最高点の者が複数ある場合は、原則として見積額の安価な者を業務予定者とする。

「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」  
に係る企画競争参加申込書

令和 年 月 日

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会  
会長 星加 宏明 様

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

㊞

「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」企画競争に参加したいので、申し込みます。

なお、企画競争参加資格に掲げる全ての要件を満たしていることについて事実と相違ないことを誓約します。

1 業務企画の担当者

	部署名	職名	氏名
責任者			
担当者			

2 連絡先

氏名	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

※会社概要がわかる書類（様式任意）を添付すること。（会社案内、パンフレット等でも可）

「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」  
に係る企画競争辞退届

令和 年 月 日

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会  
会長 星加 宏明 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」に係る企画競争への参加を次の理由により辞退します。

【理由】

「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」  
に係る企画競争質問書

令和 年 月 日

企画競争参加申込者	
質問者 (連絡先)	[部署] [氏名] [TEL] [FAX] [E-mail]

質問事項
(内容)

(注) 質問内容は、項目ごとに作成すること。

「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」  
企画書

令和 年 月 日

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会  
会長 星加 宏明 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」について、本書のとおり企画提案いたします。

「香川・愛媛せとうち旬彩館訪日・在日外国人向け観光情報発信業務」  
見積書

令和 年 月 日

香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会  
会長 星加 宏明 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

¥

\_\_\_\_\_  
(消費税及び地方消費税を含む。)